**令和２年度第３回大阪府環境審議会温暖化対策部会　議事概要**

**１．日　時：令和２年９月15日（火）15時00分～17時00分**

**２．場　所：大阪府咲洲庁舎41階共用会議室10**

**３．議　題：**

**（１）今後の地球温暖化対策のあり方について**

**【資料1-1、1-2、参考資料２】**

**（２）建築物の環境配慮のあり方について**

**【資料２、参考資料3-1～3-9】**

**（３）その他**

**４．委員からの意見要旨**

**（１）今後の地球温暖化対策のあり方について**

【委員】

〇５ページ目の修正箇所において、「特に、大阪においては、猛暑日や熱帯夜日数が100年前と比べて顕著に増加しており」とあるが、100年も前の話を持ち出して、変化するのは当たり前でどうでもいいと捉えられないのかと感じた。例えば10年前、20年前から変化していれば近年大きく変化したと感じるが、100年前であれば緊迫感が出ないのではと少し心配している。問題なければ、100年前と比べてという部分を消してもよいのではないか。

〇もう一点。44ページ目の表Ⅳ-1について、取組指標は今後具体的に調整するということだが、気になるのは②（事業者における脱炭素化の促進）や④（輸送・移動の脱炭素化の促進）において、「脱炭素化」としている点である。2050年は脱炭素化を掲げているので2050年に向けての取組みであれば良いと考えるが、ここは2030年に向けて取り組む項目なので、もう少し「低炭素」のような文脈を入り込んでもいいのではないか。「脱炭素化」は「化」が付いているので、そこに向かってということが意図されているとは思うが、「脱炭素」だけに限ると10年間で実効性のある排出削減につながらないのではという懸念を持った。

【委員】

〇先の委員のおっしゃった５ページ目の猛暑日や熱帯夜日数の100年前との比較について、100年前にはもともとの自然として猛暑日や熱帯夜がほとんどなく、この100年で大きく変化しているということが明確に分かる。そういう視点に立つことが重要でありこの部分は必要ではないか。

〇もう一点。これから進められるであろうデジタル化を活かしたシェアリングエコノミーなどの取組みがいくつか記載されており、これらは必要なことだと思う。ただし、計画としては、今後こうした取組みが本当にできているのかや、技術革新によるCO2削減実績をフォローするということを意識していくことが必要ではないか。

【委員】

〇43ページ目の10行目について、「事業活動における気候変動による影響のリスクと機会の検討・評価の促進」としてはどうか。

【委員】

〇先の委員のご意見に基本的に賛成。43ページ目については、気候変動によって影響があるだけでなく、影響への適応を新たなビジネス機会として捉える視点が必要である。そういう面では、「事業活動における気候変動による影響リスクと適応機会の検討・評価の促進」という表現がより明確になるのではと感じた。機会だけだと理解できない方もいるかもしれないので、適応機会かなと感じたがいかがか。

〇また、５ページ目に関する先の委員のご意見についても賛成。特に強い意見ではないので100年前が入っていても問題ない。

〇17ページ目の一行目について、「人口減少に伴い、総エネルギーが減少する」と書かれているが、人口減少するからといって必ずしもエネルギー消費量が減少するわけではないので、断定している表現が気になる。「減少する可能性が高い一方で」や「潜在的に減少する可能性がある」など、少し表現を和らげた方がいいのではないか。

【委員】

〇以前の温暖化対策部会で申しあげた「賢い買い物」に関して、買い物という狭い範囲ではなく全てを含む「賢い選択」という表現にしていただいており良くなった。

〇15ページ目の図Ⅲ-3については、以前の資料の図では少し分かりにくいと感じていたが、今回の資料の図では分かりやすくなったと思う。

【委員】

〇21ページ目の今後の取組方向の(c)住宅の省エネに関する、一つ目の項目の「LED、高効率空調などの省エネ性能の高い設備・機器の導入促進」は、「省エネ性能が高く用途に適した設備・機器の導入促進」という表現の方がふさわしいのではないか。また、二つ目の項目の「一定規模以上の・・・」に関して、一定規模以上と書くといかにも国が実施する取組みに寄せた表現になっているので、特定の住宅又は一部の住宅を示すような別の表現で良いものがあれば、検討されてはどうか。

【委員】

〇39ページから41ページにかけての適応策を書いている部分について、一昨年の暑い夏を経て、大阪府が開催した猛暑対策検討会議で健康分野の適応策に関する意見が出ていたかと思うので、その結果を踏まえた内容を付け加えていただければ良いと思う。

**（２）建築物の環境配慮のあり方について**

【委員】

〇建築物の寿命は長くて60～70年なので、現在の建築物の3分の2ぐらいは2050年に残っているイメージで、今から建築するものはZEBやZEH、既存建築物の3分の2をすべてZEHに改修するぐらいで脱炭素社会ができるレベル。それに向けてどう進むか、位置づけが難しい。大阪府の建築物の環境配慮は、全国に先駆けた上乗せ条例を作られており、目玉政策なので、今後もこの先進性を引き継いでいただきたい。

【委員】

○人口・経済・環境のバランスのとれた政策のあり方が重要。コロナ禍もあり、簡単に高い費用をかけた住宅・建築物の対策は取りにくいところもある。余裕のあるところには対策をとってほしい。ストックの問題もあり、早く対応を取らないといけないことも重要なポイント。難しい問題に対しバランスを見ながら、どういった規制のあり方がいいのか今後議論させていただきたい。

【委員】

○グリーンリカバリーと言われたときに雇用創出効果が高いのは、住宅・建築改修関連ではないか。

【委員】

○雇用創出ということであれば、ヨーロッパが20年くらい前にやったコンサルタント的な設計家の創出、住宅の設計に対して直接利益とは切り離された第三者的なものもありではないか。

【委員】

○厳しい規制をかけて、高い費用のものを投資させるようなものを促せば、短期的には経済は良くなるかもしれないが、その後消費が下がるかもしれない。所得を上げながら、住宅が買えるような形で好循環を回す必要がある。

【委員】

○ノンエナジーベネフィットと最近呼ばれる健康への効果などが新たな建築スタイルだが、特に大規模な住宅は戸建ての部門に比べると後追いという認識である。

○2013年か2015年あたりからのトップランナー制度により、省エネ適合率が上がってきているが、真綿で首を絞めるように、経済とのバランスを耐えてきているという側面があったのではないかと思う。

【委員】

○健康という分野に、情報や設計の仕事を作ることになるなど、いろいろなところに波及して、最終的に大阪府下に環境性能のいい建築ストックができてSDGsやいろいろな側面を支えていく基本になるので、大きな戦略を作ってその一部を今回施策展開していただきたい。

【委員】

○改修したことで価値が上がり、高い価格で中古市場にでるような形にする。その時にラベリングなど評価できるような仕組みを検討していく余地があるのではないか。

【委員】

○省エネ適合住宅がどのようなメリットがあるのか、どうすれば情報が手に入るのかわかる方がいい。契約時に知ることが出来るなど。

賃貸住宅など、電気代やガス代が安くなるならば、それを考慮して賃料が高くても入居するというようになるのではないかと思う。

【委員】

〇すべての住まい手がどのような性能の家に住んでいるのか知ることが大事。来年度から設計者から省エネ性能を説明することが義務化される。これを拡大し、不動産取引の重要事項説明の中で、説明することを義務化することはできないか。

【事務局】

〇今回の法改正により建築士が建築主に説明することについて、まず説明を求めるか否かを建築主に確認する。建築主が断れば説明なし。また、断熱材の厚みについて説明しても理解されない。これについて何かできないかとは思う。

【委員】

〇耐震性能のようにエネルギー性能を掲載し、意識啓発することも重要。

【委員】

〇チラシのように、頻繁に諦めずしつこく配布するぐらいのやり方が必要。ラベリング・性能表示もあるので、何度も一般の方々に情報提供するなど。

【委員】

〇建築物は何度も買うものではないので、学習効果が働かない。一般の財とは異なる特徴を持ったものを啓発するのは難しい。一般の方が知れるように情報の対象を少なくしていくことが重要。

【委員】

〇FITが実質的に終了したこともあり、ある程度財政的な支援がないと、再生エネルギーは導入されにくい。

【委員】

○独自条例のあり方、法改正で連動化されることにプラスして大阪府ですること、住宅は難しいが何かできないか。改修で省エネ化などやり方はいろいろあると思う。

**（３）その他**特に意見なし